

## 051 ボランティアによる植樹と砂防設備の管理について

国土交通省関東地方整備局渡良瀬川工事事務所  
(財) 砂防フロンティア整備推進機構

安齋徳夫 飯島啓明  
吉田三郎 ○山本篤

### 1. はじめに

栃木県の足尾地区は、足尾銅山の精錬所から排出された亜硫酸ガスによる煙害と、度重なる山火事によって荒廃裸地化したため、集中豪雨などが起きると土石流が発生して下流域に甚大な被害をもたらしてきた。

渡良瀬川工事事務所では、土砂流出防止対策として日本最大級の足尾砂防堰堤を建設すると共に足尾砂防堰堤周辺の斜面において山腹工の整備を行っている。この山腹工のひとつ、大畑沢緑の砂防ゾーンの山腹工施工地において、平成8年からボランティア団体「足尾に緑を育てる会」により植樹活動が行われており、毎年4月に行われている「春の植樹デー」で植樹された樹木の本数は、平成13年度までに約9000本となっている。

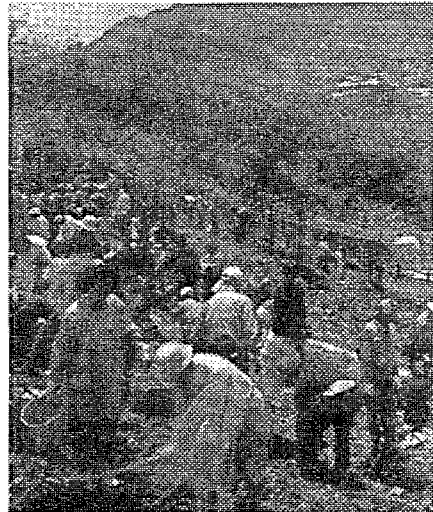


写真-1 ボランティアの植樹状況

### 2. ボランティア植樹木の法的位置付け

まず、ボランティアによって植えられた樹木が、法的にどの様に位置付けられるのかをまとめてみると、次のように整理される。

#### 1) 樹木の所有関係

右の図-1は、ボランティアが植樹を行っている山腹工施工地の所有関係である。ボランティアが持ち込んだ樹木は、民法第242条（不動産の附合）により、地上権等の権利設定や明認方法（第三者が見たときに樹木を誰が植えたのかがわかる方法）等の対抗要件がなければその土地に付合したものととして取扱われる。土地の所有権は古河機械金属（株）にあるが、土地の使用権は借地契約により事務所にあるため、植樹木の所有権は事務所にあることとなる。植樹木から発生する木の実など、果実の採取権も同様に事務所が有することとなる。

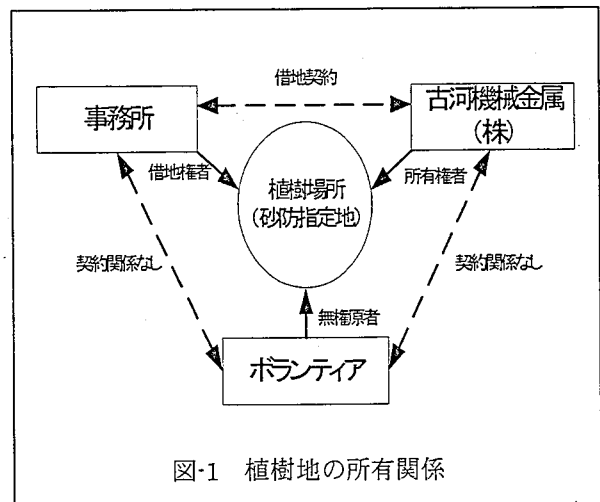


図-1 植樹地の所有関係

#### 2) 砂防における緑の位置付けとボランティア植樹木の関係

砂防事業として植えられる樹木は、砂防法第1条の趣旨からも、「植栽工」という砂防工事の一工法であり、「砂防設備」とであると解釈することが出来るが、ボランティアが砂防指定地に植えた樹木はどのように考えら

れるか。

逐条砂防法では、『造林等の目的で施設されるものは、たとえ、それが砂防の効果を発揮しても、「砂防設備」には該当しない』とある。この考え方では、ボランティアは治水上砂防の目的で植樹していないため、「砂防設備」には該当しないと解釈できる。しかし、逐条砂防法では次のようにも解説されている。『直接人工の加えられた部分だけが「砂防設備」になるという限定された意味ではなく、新設された砂防設備と一体をなすものは、一体の（砂防設備として）考えるべきであろう。』また、『「施設スルモノ」は砂防工事の施行によるものに限定する必要はなく、公共団体又は私人からの寄付又は購入により砂防設備として取得すれば足りる。』この解説によれば、山腹基礎工と一体となった砂防設備として取扱うことが可能である。

### 3. 足尾地区のボランティア活動及び植樹木の取扱い

以上の考えを基本として、ボランティア植樹木について、今後どの様に取り扱っていくべきか検討した。

#### ① 植樹木の所有関係を明確にすることが必要。

法律上は事務所に所有権があると整理できるが、自ら持ち込んで植えているボランティアの心情や、所有権に関するトラブルを防ぐと言った点を考慮すると、ボランティアと協定等を結び、書面で所有関係を明確にすることが、より良い方策ではないだろうか。

#### ② 植樹木も山腹基礎工と一体となった砂防設備として事務所が管理していくことが必要。

砂防設備で行われる植樹活動である以上、事務所が砂防設備の管理者として最終的に植樹木を含め管理していく。

#### ③ 緑化の方向性を事務所が示し、ボランティアとルールを決めた上で植樹を行うことが必要。

足尾地区のように厳しい環境（過去の煙害によって酸性化した土壌等）では、目標とする林層にするためには、まず初期導入種により地盤を安定させ、林層転換を図るなど専門知識が前提と考えられる。したがって、事務所が緑化の方向性をボランティアに示し、治水上砂防の観点を踏まえたルールを定めてボランティアと協働していくのが良いのではないかと。

#### ④ ボランティアの今後の取扱い。

今後は道路や河川、公園などの維持管理業務を NPO に有償で委託する等、積極的に NPO 制度を活用していくことが基本的な方向である。したがって、NPO 法人として認可を受けるべく手続中であるボランティア団体「足尾に緑を育てる会」との連携を図り、事業を進めていくことが重要になっていく。

### 4. おわりに

事務所は治水上砂防の観点に立ち、山腹工施工地の樹木を管理していくために、ボランティアの自主性を尊重しながら事業を進めていくことが重要である。

そのため、足尾における緑化の将来像をボランティアと共に具体的に話し合う場を設け、ボランティアとの連携による緑化事業を形成していくこととしたい。